

# 国土利用計画法の土地取引規制について

## 【目的】

土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。

## 【土地取引規制の内容】

区域	規制手段	時期	区域指定要件等	対象面積	勧告内容	運用状況	権限主体
全国 (区域指定なし)	事後届出	契約締結後 2週間以内	—	市街化区域： 2,000㎡以上 その他の都市計画区域： 5,000㎡以上 都市計画区域外： 1ha以上	・利用目的の変更	全国	都道府県 政令市
注視区域	事前届出	契約締結前	地価の相当程度の上昇等があれば、都道府県知事等が指定		・利用目的や価格の変更 ・契約締結の中止	なし	都道府県 政令市
監視区域	事前届出	契約締結前	地価の急激な上昇等があれば、都道府県知事等が指定	都道府県知事等が規則で定める面積以上	・利用目的や価格の変更 ・契約締結の中止	1村 (東京都小笠原村)	都道府県 政令市
規制区域	許可	契約締結前	投機的取引の集中、地価の急激な上昇等があれば、都道府県知事等が指定	区域内の全ての土地取引	・利用目的や価格が適正でない場合は不許可とする	なし	都道府県 政令市